

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **新発田市** (都道府県: **新潟県**)
 本事業の担当部局名 **こども課 こども家庭センター**

事業メニュー	結婚_妊娠_出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業				
区分	重点メニュー				
関連事業メニュー	3.2.4 子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築				
個別事業名	デジタル時代に寄り添う子育て支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,443,627				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)				
	<p><地域における実情と課題> 核家族や共働きはもとより、ワンオペ育児など新たな社会的課題が生じており、支援を必要としている家庭が増加している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤立した状態で育児をしている子どもや保護者がこれまで以上に増加しており、コロナ禍が長期化することにより、不安やストレスを抱え、心身の不調を訴える妊産婦も多くなっている。</p> <p>一方、感染防止対策をきっかけとして、全国的にICT環境が整い始めており、デジタルネイティブ世代である子育て世代はスマートフォンアプリやSNSなどの媒体を活用して子育て支援情報を得る機会が多くなってきている。</p> <p>現在、児童福祉担当課において、メール機能を活用した情報配信を行っているが、情報の提供量やタイムリーな提供機能に限りがある。</p>				
	<p><本個別事業の位置付け> 子育て支援アプリを活用し、地域における子育て支援情報等を幅広く配信することにより、子育て支援情報の「見える化」を行うとともに、AIチャットを活用して、24時間いつでも対応可能な切れ目のない相談支援体制を構築し、子育てに関する相談に幅広く対応していく。</p>				
	<p>(本個別事業における現状と課題)</p>				
<p>(課題への対応) 正確かつタイムリーな情報提供及び相談体制の強化により、子育てに関する疑問や不安を解消し、若い世代の子育てへの意欲を高める。</p>					
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	アプリを活用した子育て支援	プッシュ通知による子育て支援情報の提供、WEB配信による教室・講座の開催を通じた情報配信、アプリ機能を活用した健診や予防接種歴の管理支援など、幅広い子育て支援情報の配信を行う。		○
	2	AIチャットを活用した子育て支援	AIチャット機能を活用して、24時間いつでも対応可能な切れ目のない相談支援体制を構築し、子育てに関する相談に幅広く対応していく。AIチャット機能で解決できない相談には、かかりつけ保健師が電話等で連絡をとるなどし、寄り添いながら子育て世帯の育児不安解消への支援を行う。		○
	3				
<p>【次年度以降に向けた事業の方向性】 将来的には国が推進しているDX施策(PHR)やマイナポータルとの連携も視野に入れて取り組んでいく。</p>					

【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】
新潟県内で導入している母子手帳アプリ・新潟市のごみ関連チャットボット・和歌山県「きいちゃんの子育て応援広場」など

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	%	1.54 (R5年)	1.37 (R1年)
子育てしやすいまちだと感じている保護者の割合	%	60.0 (R5年)	55.1 (H30年)	
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.33	
	婚姻件数	件	292 (R3年)	
婚姻率		3.1 (R3年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	かかりつけ保健師による相談件数	件	6300 (R5年)	4483 (R3年)
	アプリ利用者数	人	6262 (R5年)	1320 (R4年)
	アプリの満足度	%	70	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	他自治体との連携は予定していない。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	専門的な知識とノウハウを有する事業者へ業務委託することで、より効果的・効率的に事業を実施する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。